

2026年度京都大学がん免疫総合研究センター奨学生募集要項

1. 趣旨・目的

2020年4月に設置された京都大学がん免疫総合研究センター（CCII）では、次世代を担うがん免疫学／がん免疫治療学の研究者養成をミッションの一つとしており、このミッションの達成に向け、新規に入学する大学院生のためのCCII奨学生制度を創設しています。本制度はCCIIが募集する分野に入学する優秀な大学院生の入学金・授業料等の学資に充てるための支援を行うことで、当該大学院生が研究に専念できる環境を提供することを目的としています。

2. 出願資格等

2026年4月からの奨学生受給を希望する者で、次の（1）（2）（3）をすべて満たす者

- （1）京都大学がん免疫総合研究センターが学生募集をしている分野の正規の教育課程（修士課程または博士（後期）課程）に2026年4月から入学予定の者。
- （2）学業・人物ともに優秀で、指導を予定する教員からの推薦が得られる者。
- （3）日本国籍を有する者。

3. 採用人数

若干名

4. 給付金額

月額25万円（年額300万円）を給付します。

5. 給付期間

- （1）医科学専攻修士課程・・・入学から最大5年間（医科学専攻修士課程2年間、医科学専攻博士後期課程3年間）
- （2）医科学専攻博士後期課程・・・入学から最大3年間
- （3）医学専攻博士課程・・・入学から最大4年間
- （4）京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻博士課程・・・入学から最大4年間

6. 応募締切

2026年1月9日（金）必着

7. 応募方法

- ・「Application for Kyoto University Center for Cancer Immunotherapy and Immunobiology

（CCII） Scholarship」（英文）を CCII 事務基盤室まで持参または郵送にて提出すること。
郵送の場合は簡易書留を用いること。

- ・「Recommendation for Kyoto University CCII Scholarship」（英文）を、指導予定教員を通じて、CCII 事務基盤室に提出すること。提出は持参または郵送にて行い、郵送の場合は簡易書留を用いること。
- ・提出書類は返却しません。

8. 選考方法および結果の通知

- ・CCII にて選考を行い、入学試験合格者の中から奨学生を決定し、本人に通知します。
- 通知時期（予定）：2026 年 4 月
- ・採否に関する問い合わせには応じません。

9. 給付方法

本奨学金は奨学生の個人口座に半年（4 月、10 月（予定））毎に振込を行います。

10. 年次報告書の提出等について

- ・奨学金給付期間中は、毎年度研究成果や活動などを記載した年次報告書を作成して提出して頂きます。ご提出いただいた報告書は、本センターのホームページ等に掲載されます。
- ・研究成果については、学会での発表や学会誌への投稿によって、公開するようにしてください。その場合、当奨学金の支援を受けた旨を必ず記載の上、別刷り等を CCII 事務基盤室に送付してください。

11. 年次報告会への参加について

奨学金給付期間中は、CCII が主催する報告会（年 1 回を予定）等のイベントには参加してください。広報のため、その際に撮影した写真を CCII ホームページ等に掲載します。

12. 個人情報の取扱い

CCII が、応募書類から得た応募者の個人情報は、原則として、奨学生の選考、本人への通知など、選考業務に限定して使用します。

13. 受給資格等、奨学生の遵守事項

（1）受給資格について

本学医学研究科の正規学生であること。

休学、退学等の異動があった場合は、CCII 事務基盤室にただちに申し出てください。

（2）休学について

- ① 奨学生となった後、休学した場合は、授業料の支払いの有無にかかわらず、休学期間にかかる奨学金を給付しません（ただし、休学の理由が留学の場合はこの限りでない）。休学期間が1日でも3ヶ月を超えた場合、4ヶ月目の月額を給付しません。5ヶ月目以降も同様です。休学により給付されなかった奨学金は、復学後も給付されません（給付期間の延長は行いません）。
- ② 奨学金の振込後に休学する場合（留学による休学を除く）は、休学予定期間に該当する給付済額を、休学することが決定次第ただちに返納していただく場合があります（返納にかかる手数料はご負担いただきます）。
- ③ 休学し、当初の給付予定期間が満了するまでの間に復学しなかった場合は、休学を開始した時点にさかのぼって給付は終了します。
- 医科学専攻修士課程に入学の場合は、修士課程在学中は修士課程2年間、医科学専攻博士後期課程在学中は博士後期課程に入学した時点からの3年間を、それぞれ給付予定期間と読み換えます。
- (3) 次の場合は、受給資格を失います。
- ① 本奨学金の支援期間中に日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として採用された場合
 - ② 本奨学金を給付期間中に京都大学大学院教育支援機構（DoGS）SPRING プログラムまたは同次世代 AI プログラムに採用された場合
 - ③ がん免疫総合研究センターの教員が指導教員でなくなった場合
 - ④ 退学等により学籍を失った場合
 - ⑤ 京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。）の規定による懲戒処分を受けた場合
 - ⑥ その他奨学生として不適当であると認められる場合
- ※①～⑤に該当した場合は、直ちにCCII事務基盤室まで申し出ること。
- (4) 提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。
- (5) 他奨学金との併給は可能ですが（ただし、当該他奨学金が併給不可の場合は除きます）。
- (6) 本奨学制度の広報活動へご協力いただきます。具体的には、採択時に氏名、顔写真、CCIIでの指導教員・所属分野等をCCIIのホームページに掲載させていただきます。そのほか、インタビューへのご協力ををお願いする場合があります。
- (7) 本奨学金に応募いただいた方については、上記（1）から（6）に同意いただいたものとみなします。

14. 応募書類送付先・問い合わせ先

京都大学がん免疫総合研究センター事務基盤室

〒606-8303 京都市左京区吉田近衛町 京都大学医学研究科内BMS棟

TEL: 075-753-9518

E-mail: 060office-ccii@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(メールいただく際は、タイトルに【CCII 奨学金】を含めてください)